

# ぱあとなあひろしまだより

権利擁護センター「ぱあとなあひろしま」では定例の相談会、成年後見制度の活用への取り組みと同時に、後見人等の受任を受け活動をしています。会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## < 定例無料相談会 > 事前の予約が必要です。

- ・ 広島県健康福祉センター(第1・3火曜日)13:00~16:00 電話 082 254 3434
- ・ 広島県社会福祉会館(第2・4火曜日)13:00~16:00 電話 082 254 3019
- ・ すこやかセンターくれ(共催・第3火曜日)13:00~16:00 電話 0823 25-3505

## < 研修会の開催、講師派遣 >

- ・ 海田町 1/18 成年後見制度研修会 参加者50名
- ・ 三次 1/27 権利擁護講演会&相談会
- ・ 福山 1/28 成年後見講演会&相談会
- ・ 広島 1/28 成年後見活用講座 参加者44名
- ・ 尾道 1/29 成年後見活用講座 参加者33名
- ・ 東広島市 2/3 成年後見制度説明会&相談会
- ・ 呉 2/14, 2/28 専門職のための成年後見活用講座

成年後見制度に関する研修会、相談会の折には講師等を派遣しますので、ご相談ください。

地域包括支援センターに高齢者虐待防止法・・・権利擁護に関する関心は高まるばかり。受任者不足のため一般人を後見人等に養成する講座も始まっています。多くの人に知ってもらうことはよいとは思いますが・・・。

## < 勉強会の開催 >

(広島)広島県社会福祉会館 第2水曜日 19:00~

1/11 「初めての後見活動」参加者20名

2/8 「被後見人の住居の場所決定をめぐる問題」参加者16名

3/8 「後見活動7つのチェック」参加者17名

次回4/12 「申立支援から受任まで」

(注) 4月から会場が変わりますのでご注意ください。南区役所別館南区地域福祉センター

(尾道)尾道市総合福祉センター 第3火曜日19:00~

1/24 参加者20名

2/21 参加者20名

次回3/28 4・18(予定)

勉強会には司法書士、弁護士、行政関係者等の出席もあり、後見制度に限らず情報交換の場でもあり、大変有意義な会となっています。会員ならどなたでも参加できます。是非のぞいてみてください。

## < 最近の受任状況 >

- ・ 市長申立の高齢者(病院入院中) 後見受任
- ・ 法人後見辞任の高齢者 後見受任
- ・ 特養入所中の高齢者 後見受任
- ・ 後見人死亡につき障害者施設入所者 後見受任
- ・ 親族間のトラブルのため第三者後見へ(病院入院中) 弁護士と複数後見受任
- ・ 遠方在住の親族後見人からの依頼 複数後見受任

## 耳寄り情報!

郵便局でキャッシュカードが作れるようになりました。

これまで通帳を発行した金融機関でなければ取引が出来なかったり、いろいろ制約がありました。キャッシュカードが使えればいつでもどこでも被後見人にかかわる費用の引き出しが出来ます。ただし、郵便局から銀行へ振込みが出来ないのは不便ですが、山口銀行や農協でもキャッシュカードが作れるとか。